

公文書変造罪（刑法 155 条 2 項）などの告発状

2018（平成30）年4月18日

大阪地方検察庁検察官 殿

告発人代理人（代表）

弁護士 阪口徳雄



告発人・代理人の表示

別紙告発人・代理人目録記載のとおり

被告発人らの表示

別紙 被告発人目録記載のとおり

はじめに

財務省で前代未聞の公文書改竄事件が発生した。民主主義国家ではあり得ない犯罪である。告発人は財務省などに情報公開請求を繰り返ししてきたが、請求する文書に屁理屈を付けて開示しない、開示しても真正文書を開示しないなどの隠蔽行為の為に知る権利を害されてきた。この隠蔽体質の結果、実に無駄な情報が開示されるなど真実を知る権利を害された者として、告発する次第である。

この事件・犯行の本質は、国民の税金で購入した国有地を普通はありえない「特例」賃貸をしたこと、不存在のごみを過大に見積もり異常に低額で譲渡したこと、そしてこれらの背後にあった現職の総理大臣である安倍総理の夫人昭恵氏が関与していた事実を隠蔽したことである。

すなわち森友学園の教育勅語などを賛美する教育方針に賛同した「総理大臣夫人の安倍昭恵」が森友学園の設立準備段階に関与し、その安倍昭恵の夫が内閣総理大臣安倍晋三であったことに端を発して、国有財産の異常な処理がなされた。

先日マスコミに報道された如く、大阪航空局へごみ算定の過大な上乗せ要請を近畿財務局がしていたという事実は、この譲渡の異常性を雄弁に物語っている。

すなわち、今回の公文書改ざん行為は、2017年2月17日安倍総理が国会で「私や妻が関与しておれば総理大臣や国会議員も辞める」と答弁したことに起因して、安倍昭恵の関与をうかがわせる内容を公文書から全部削除したものである。

真正な文書の安倍昭恵の関与を示す文言は、マスキングして開示すれば足りるものと、今回は前代未聞の異常な方法で全文削除されている。財務省の職員らにはこのような異常な本件改ざん行為をする実益はない。客観的に改ざんの実益を最大限に享受するのは、国会で前記の通り強弁した安倍総理である。本件改ざん行為は、安倍晋三の総理大臣の地位、国会議員の地位を守ることに実益を有する安倍総理大臣の側近（関係者）と佐川局長（その関係者）とが明示、黙示に共謀して、本件改ざん行為に至っている可能性が極めて高い。

いったん確定した公文書を、正式に変更・訂正しないでこっそり改ざんする行為は誰にもその権限はない。確定した公文書作成時にその地位にあった者、又はその後任者が「訂正」する場合は正式に「訂正日時」「訂正箇所」に印を押印して訂正できるだけである。それをしない場合は、その犯行は刑法155条1項の偽造罪か2項の変造罪である。

多数の国民から、本件改ざん行為の真実を解明することが大阪地検特捜部に求められている。

第1 告発の趣旨

被告発人らの下記の各所為は、刑法155条2項（公文書変造罪）、刑法158条（同行使罪）、刑法258条（公用文書等毀棄）、刑法60条（共同正犯）に該当するを考えるので、捜査のうえ、厳重処罰を求めるため告発をする

第2 告発の事実

被告発人らのうち「氏名不詳者」の被告発人らは、安倍内閣の総理官邸に勤務するものであり、安倍総理のいわゆる「森友学園疑惑」に関する国会答弁について、財務省の国会答弁との調整、相談、協議、擦り合わせ等の業務に従事していたもの、被告発人佐川宣寿は、財務省理財局長として、国有財産の管理及び処分を統括・掌理する業務に従事していたものであり、別紙被告発人目録「理財局」欄記載の職員はこの局長を補佐する者であり、同目録記載の「近畿財務局」欄記載の職員は近畿財務局長を補佐する者であるが、共謀の上、平成27年から同28年にかけて財務省近畿財務局が大阪府豊中市野田町1501番の土地約8770平方メートルを学校法人森友学園に対し小学校建設用地として賃貸及び売却した一連の契約の締結過程には、森友学園の小学校建設を支援する現職の内閣総理大臣夫人である安倍昭恵が関与しており、そのため9億5600万円と鑑定評価された本件土地を土地埋設物の撤去費用が8億1900万円であると殊更に過大に見積もって大幅に減額するなど、森友学園に対し極めて有利かつ便宜な取り計らいをした異常な不適正処理であったが、平成29年2月17日の衆議院予算委員会において、本件土地大幅値引処分に関して昭恵夫人及び総理の関与を追及された安倍総理が、安倍総理だけでなく妻本人が仮に本件に関係していたとなれば総理も国会議員も辞めると断言したことから、別紙公文書目録1、2記載の決済・報告文書の記載内容からして昭恵夫人の関与が明らかで、これが明らかになれば安倍総理の辞任に発展しかねないと考え、この事実を隠蔽するため、別紙公文書目録1、2記載の決裁・報告文書から安倍昭恵夫人の関与があったことの痕跡を一切消去することを企て、平成29年2月17日以降4月までの間に、行使の目的をもって、権限もないのにはしいままに

1 平成27年2月4日付別紙公文書目録1記載の「普通財産の貸付けに係

る承認申請について」と題する近畿財務局の特例承認の決裁文書（連名文書）に添付されている調書の別紙1の「これまでの経緯」に関する記載中には「なお、打ち合せの際、本年4月25日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からはいい土地ですから、前に進めてくださいとのお言葉を頂いたとの発言有り（森友学園籠池理事長と夫人が現地の前で並んで写っている写真を提示）」との記載や産経新聞社のインターネット記事に関連して「記事の中で、安倍首相夫人が森友学園に訪問した際に、学園の教育方針に感涙した旨記載される」との記載があるのに、それらの記載を全て削除した調書を作成、添付し、もって、財務省近畿財務局の決裁文書（連名文書）たる公文書1通を変造し、当該文書の写しを作成し、その写しを国会に提出するなどして、もって有印変造公文書を行使し

2 平成27年4月30日付け別紙公文書目録2記載の「普通財産の貸付けに係る特例処理について」と題する財務省理財局の特例承認決裁文書（連名文書）に添付されている調書の別紙1の「これまでの経緯」に関する記載中には、前記1記載と同様の安倍総理夫人昭恵の関与に関する記載があるほか、「学校法人森友学園」の概要等と題して籠池氏と日本会議との関係や日本会議の紹介として日本会議国會議員懇談会副会長に安倍晋三総理が就任していること、平成26年4月には安倍昭恵総理夫人が森友学園で講演し同学園を視察したことが記載されてあるのに、それらの記載を全て削除した調書を作成、添付し、財務省理財局の決裁文書（連名文書）たる公文書1通を変造し、当該文書の写しを作成し、その写しを国会に提出するなどして、もって有印変造公文書を行使し

3 さらに前記1記載の財務省近畿財務局の決裁文書（連名文書）たる公文書1通を変造し、変造前の公文書を隠匿したうえ、もって、公用文書を毀棄・隠匿し、

4 同じく前記2の財務省理財局の決裁文書（連名文書）たる公文書1通を変造し、変造前の公文書を隠匿したうえ、もって、公用文書を毀棄・隠匿したものである。

第3 告発事実と罪名の補充説明

1 本件二つの決裁文書の法的性質

(1) 本件告発の事実となっている、変造前の決裁文書は、それぞれ別紙公文書目録1記載の「平成27年2月4日付『普通財産の貸付けに係る承認申請について』と題する特例承認の決裁文書」と、別紙公文書目録2記載の「平成27年4月30日付け『普通財産の貸付けに係る特例処理について』と題する特例承認決裁文書」である。

(2) これらの決裁文書の作成される過程をみると、

①その案件に関与する権限のある職員が、お互いの共通の事実、資料を基に討議、検討する。

②その組織体の意思決定ができた時に、その組織内の内部規定で文書作成権限ある者として規定された複数の職員（文書起案者、係長、課長補佐、主幹課長、主幹次長、主幹部長、決裁権限者）が関与して作成する。上位の職員から訂正の指示等があれば、その文書は書き換えられる。そして順次上位者の判断を仰ぎ最終的に決裁文書として確定する。どのような内容の文書として作成するかはその文書作成者らの協議によって完成される。（決裁権限者は内部の委任規定により下位の職員に委任でき、不在の場合は代決規定により代決させることができる）。

③最後に完成した文書を最終決裁権限者が決裁した日時を明確に記載し、そこで公文書は確定する。

そして、当該決裁文書の「作成権限を有する者」は、具体的な日時において当該決裁文書を作成する地位にある者に限られる。すなわち、当該決裁

文書が作成された日時よりも後に、当該決裁文書を作成する権限のあった者と同一の地位についた者であったとしても、当該決裁文書を作成する権限はないのである。この者（当該決裁文書が作成された日時よりも後に、当該決裁文書を作成する権限のあった者と同一の地位についた者）が有している権限は、正式に変更・訂正する権限のみ、つまり、具体的な日時に真正に成立した文書を前提として、その文書に後日変更・訂正したことが外観上明らかとなる形式で変更・訂正する権限のみである。

(3) 本件変造前の決裁文書は、それぞれ「平成27年2月4日」と「平成27年4月30日」に決裁を受け、がそれぞれの日時に自らの意思・観念が文書に記載された内容であるとして確定しているのである。つまり、変造前の決裁文書の「作成名義人」は、「平成27年2月4日の近畿財務局の内部規定で決裁文書の作成権限あると定められた者」、「平成27年4月30日の財務省理財局内で決裁文書の作成権限あると定められた者」である。

それゆえ、後に近畿財務局内の内部規定で決裁文書の作成権限あると定められた者や、財務省理財局内で内部規定で決裁文書の作成権限あると定められた役職についていた者であつたとしても、「平成27年2月4日に真正に成立した近畿財務局内の文書」、「平成27年4月30日に真正に成立した財務局理財局内の文書」について、その文書に変更を加え、新たに当該日時に真正に成立しかのごとき文書であるという外観を作り出す権限はないのである。

2 本件の被告発入らの行為が155条2項の「変造」に該当すること

(1) 上述のとおり、本件変造前の決裁文書は、それぞれ別紙公文書目録1、2記載の公文書である。しかもそれらの文書は、「国有財産に関し特殊例外的に森友学園と契約したことに安倍昭恵が関与していたことを示す文言」等が記載された（作成した者において「国有財産に関し特殊例外的に森友学園と契約したことに安倍昭恵が関与していた」等という認識があった意思・観念が記載された文書）である。

(2) そして本件被告発人らの行為は、上記各決裁文書のうち国有財産に関し特殊例外的に森友学園と契約したことに安倍昭恵が関与していたことを示す文言」等を削除して、「平成27年2月4日」、「平成27年4月30日」にそれぞれ近畿財務局、財務省理財局において国有財産に関し特殊例外的に森友学園と契約したことに安倍昭恵が関与していたこと」を認識していなかったかのような、真正文書とは異なる内容の文書を新たに作り出したものである。

「平成27年2月4日」の近畿財務局内の決済議決書としての意思・觀念を表示できるのは「平成27年2月4日」の近畿財務局内の地位にあつた者のみであり、後に近畿財務局内の文書を作成する権限を有するに至つたとしても、過去にさかのぼって過去の日時の近畿財務局内の文書を作成する権限はない。すなわち、告発の事実に記載したとおり、被告発人には平成29年2月17日以降4月までの間に、「平成27年2月4日」付の近畿財務局名義内の文書を作成する権限はないのである。「平成27年4月30日」付の財務局内の文書についても同様である。

(3) 以上のとおり、被告発人らは、真正に成立した「平成27年2月4日付『普通財産の貸付けに係る承認申請について』と題する近畿財務局内の特例承認の決裁文書」、「平成27年4月30日付け『普通財産の貸付けに係る特例処理について』と題する財務省理財局作成の特例承認決裁文書」に権限なく変更を加えている。これらの文書の本質的部分は、事案に則してみれば、本来記載する必要が必ずしもなかった安倍昭恵の関与等をわざわざ記載しているのであるから、「特例承認」に安倍昭恵の関与があったことを示す点に本件真性文書の特例承認の「法的要件」ではないが「真実の背景・動機」があると解される。そうであるとすれば、「真実の背景・動機」は特例承認の法的要件でないので刑法155条2項の変造罪となる。

3 公用文書毀棄罪は当然に成立すること

本件での公文書の変造はそれ自身が文書の効用を害する行為であり、毀棄

罪に該当することは明白である。そして、さらには以下の通り隠匿にも該当する。

- (1) 本件においては、被告発人らが、上記変造前の文書を隠匿したうえで、変造した文書を国会や会計検査院へ提出していることが明らかとなつてゐる。
- (2) 上記変造前の文書が「公用文書」に該当すること、文書の隠匿も「毀棄」に該当することはあまりに明らかである。
- (3) 変造前の文書が残っていたことをもつて「毀棄」に該当しないなどとする報道もあるようであるが、隠していたものが後にみつかったからといって「隠匿」ではないなどといえないことは明らかである。万が一、変造後の文書を使用する前に変造前の文書の存在が明らかとなり、変造後の文書が使用されなかつたという場合は、結果として変造前の文書を「隠匿」したことにならないと解する余地はある。しかしながら、本件では、変造前の文書を「隠匿」する手段として変造文書を作成したうえ国会や会計検査院に提出しており、変造前の文書を「隠匿」していたことは明らかである。今回、2018（平成30年）3月2日に朝日新聞が文書改ざんについて報道したため変造前の文書が存在しており、被告発人らがその文書を「隠匿」していたことが明らかになったが、もしそうでなければ被告発人らの「隠匿」は明らかにならなかつたのである。報道により「隠匿」されていた変造前の文書の存在が明らかとなつたから「毀棄」に該当しない、などという考え方が常識的にも法的にも奇異でありおよそ採りえないことは誰の目からも明らかである。したがつて、変造前の文書が残っていたからといって「毀棄」に該当しない、などということはあり得ない。

第4 告発に至る事情と経過

1. 本件土地に係る賃貸が安倍首相の政治的影響力をことさらに配慮した特殊例

外的な処置であった。

財務局は本来、「適正な価格」で国有財産の賃貸などの処分をするという以上に、学園側に親切な対応をしなければならない理由はないのであるから、学園側に便宜を図った背景には、有力政治家、とりわけ、安倍昭恵及びその配偶者である安倍晋三首相の政治力に配慮した結果、かかる契約が実現した。

2 平成27年2月4日付「普通財産の貸付けに係る承認申請について」と題する特例承認の決裁文書について（別紙公文書目録1）

（1）上記の貸付契約契約を成立させるため、近畿財務局においては、平成27年2月4日付「普通財産の貸付けに係る承認申請について」と題する特例承認の決裁文書（第2 告発の事実1に対応する改ざん前の文書）が作成された。

（2）上記文書には、上記文書は、購入を前提として8年間貸付を受けたいという学園側の要望に応えるためには、通達により理財局長の承認が必要であり、その場合の必要な手続きを約4頁にわたって記載した後、「これまでの経緯」として3頁にわたる記載がある。

その具体的な中身をあげると

「なお、打ち合せの際、本年4月25日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からはいい土地ですから、前に進めてくださいとのお言葉を頂いたとの発言有り（森友学園籠池理事長と夫人が現地の前で並んで写っている写真を提示）」（同6頁）と記載されている。

また、平成27年1月8日産経新聞社のインターネット記事に関する連絡で「記事の中で、安倍首相夫人が森友学園に訪問した際に、学園の教育方針に感涙した旨記載される」（同7頁）と記載されている。

このように、安倍昭恵夫人が、学園の教育方針に共鳴し小学校の設立に関与していることをうかがわせる事実やその他有力な政治家の働きかけがあることが詳細に記載されている。

3 平成27年4月30日付け「普通財産の貸付けに係る特例処理について」と題する文書について（別紙公文書目録2）

（1）近畿財務局において、前記の平成27年2月4日付けで、財務省理財局長宛に、「普通財産の貸付に係わる承認申請」がなされたことから、財務省理財局内においても、貸付について承認をするか検討を行った。

そして、財務省理財局において、平成27年4月30日付け「普通財産の貸付けに係る特例処理について」の特例承認の決裁文書が（第2 告発の事実2に対応する改ざん前の文書）が作成された。

（2）前記1の文書と同様に、上記文書は、購入を前提として8年間貸付を受けたいという学園側の要望に応えるためには、通達により理財局長の承認が必要であり、その場合の必要な手続きを約4頁にわたって記載した後、「これまでの経緯」として4頁にわたる記載がある。

その具体的な中身をあげると、

「なお、打ち合せの際、本年4月25日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からはいい土地ですから、前に進めてくださいとのお言葉を頂いたとの発言有り（森友学園籠池理事長と夫人が現地の前で並んで写っている写真を提示）」（同6頁）と記載されている。

また、平成27年1月8日産経新聞社のインターネット記事に関する「記事の中で、安倍首相夫人が森友学園に訪問した際に、学園の教育方針に感涙した旨記載される」（同7頁）と記載されている。

また前記2の文書と異なり、約2頁にわたり「学校法人 森友学園」の概要等が記載されている。その具体的な内容には、平成26年4月安倍昭恵総理夫人が講演視察を行ったこと、代表者籠池康博氏が、日本会議国会議員懇談会の副会長を務める安倍首相と同じ日本会議大阪代表・運営委員を務めているとの記載がある。

これらの記載をみれば、安倍昭恵夫人が、学園の教育方針に共鳴し小学校の設

立に関与していることをうかがわせる事実だけではなく、この安倍昭恵夫人のこれらの動き背後には、日本会議という共通の思想基盤を有する安倍首相も小学校の設立に積極的であることをうかがわせる記載となっている。

本件土地の貸付に際して、財務省理財局の理財局長ならびに当時の決裁官は財務省理財局として決議をするにあたり、上記の経過を踏まえて決議を行った。これが当時の決裁に関与した者の共通の認識であった。

4 被告発人の特定

(1) 官邸の氏名不詳者

安倍首相が、先に述べた答弁をしたことから、仮に昭恵夫人が関与していた形跡が決裁調書に残っていることが明らかになれば、安倍首相は国会議員及び内閣総理大臣を辞任しなければならない。官邸の秘書官などは安倍総理の地位を守ることに関しては最大の関心事である。これらの者には本件一連の文書中から昭恵夫人及び安倍首相の影響があったことの痕跡を一切消去しなければならない強い動機がある。安倍総理大臣の国会答弁の内容に関して佐川理財局長の答弁との調整、相談をすることは当然であるが、本件対象文書に昭恵夫人及び安倍首相の影響があったことを記載した当該文書から、その痕跡を削除することについて、政権の中核の関係者である別紙被告発人目録1記載の氏名不詳者は最大の関心と動機がある。これらの者の明示又は默示の削除要請、指示があったから被告発人目録2記載の佐川宣寿及び3記載の（1）（2）（3）の職員が本件変造をおこなつたと解される。2の佐川宣寿及び3記載の（1）（2）（3）記載の者には、佐川理財局長の国会答弁との整合性をはかる必要性はあったとしても、本件対象文書を削除する犯罪を犯すほどの強い動機とはなりえない。

(2) 新聞報道から明らかとなっているように、理財局から近畿財務局へ、改ざんが指示されたのは、2017年2月20日である。これは、平成29年2月17日金曜日の安倍首相の国会発言が全ての発端となり、翌2月20日月曜日の文書改ざんにつながっている。決済時に本件公文書を作成した者のうち改竄時における人事異動は次の通りである。このうち退職者、人事異動した職員まで関与することはあり得ないとおもわれる所以除外（移動の不明な者も）して、被告発人は別紙被告人目録記載の職員であると特定した。

ア 近畿財務局管財局内の職員

真正文書の作成に関与した小堀保氏は上記改竄時期には近畿財務局に在籍しない。

前西勇人 統括国有財産官 1 統括国有財産管理官は総務部厚生課長に、
三好泰介 統括国有財産官 1 上席国有財産管理官は京都事務所管財課長に
松本裕司 管財総括第1課長は管財部次長に
松本守 統括国有財産官 1 国有財産管理官（不明）である。

イ 本省の理財局内の職員

①理財局内の本件決裁文書に関与した職員のうち次の者はその役職にいない。

次長 飯塚厚は国税庁次長に、
総務課長 古谷雅彦は内閣審議官に、
課長補佐 芹生太郎は大臣官房付派遣職員・米州開発銀行に、
課長補佐 中村武浩は関東財務局総務課長

◆国有財産業務課内の課長 橋本徹は造幣局総務部長に

専門調査官瀬川正志は中国財務局松江財務事務所長に
課長補佐 影山剛士は静岡県湖西市長に

国有財産業務実務指導官 和田直之（不明）

債権管理係長 井原康浩（不明）

国有財産審理室課長補佐 河野茂樹

訟務専門官 橋本博行（不明）

国有財産情報分析官 石尾哲郎は2015年3月退職

債権管理係 柏倉隆（不明）

4 最後に

本件のごとき確定した公文書を改ざんする行為は懲役1年以上10年以下の刑罰で罰せられる重大犯罪である。安倍政権を支えるために、財務省の職員にとってこのような重大犯罪を犯す動機も、改ざんする実益もないのにそれを行った。佐川宣寿の国会答弁の整合性などと政権側は情報を操作しているが、多数の国民は信用していない。御庁においては、安倍政権に忖度することなく、被告発人目録1記載の者を徹底的に捜査して解明すること多くの国民は期待している。

第5 立証方法

- 1 甲1号証 別紙公文書目録1記載の公文書
- 2 甲2号証 別紙公文書目録2記載の公文書

第6 添付書類

- 1 甲号証 写し 各1通
- 2 委任状 1通

別紙公文書目録

- 1 「表題 近畿財務局決裁文書、ファイル名 普通財産時価貸付決議書 文書記号番号 近財統－1第182号、決裁日付 平成27年2月4日、公印押印決裁表示 27.2.4 件名『普通財産の貸付けに係る承認申請について 伺い内容 別紙調書のとおり申請してよろしいか』と題する文書で小堀保他の職員の印が押印された公文書
- 2 「表題 決裁・供覧、件名 普通財産の貸付にかかる特例処理について、文書番号 財理第2109号、伺い文 上記のことについて別案のように承認通知してよろしいか、決裁日付 平成27年4月30日」と題する文書で理財局 飯塚厚（次長）他の職員の氏名が記載された電子決済公文書

被告発人目録

1 氏名不詳者（但し2017年2月17日から4月末までの間、安倍総理大臣の国会での答弁内容について、佐川宣寿財務省理財局長の答弁内容と調整、相談、協議、擦り合わせを行った安倍総理大臣の秘書官を含む政府職員であって、安倍昭恵が関与したことを示す記載を公文書から全部削除することについて、佐川宣寿（その部下の担当者を含む）との間で本件明示、黙示の共謀をした者）

2 佐川宣寿（元財務省理財局長）及びその補助者で、上記期間内に財務省理財局内部でその指示に従った職員ら。当時真正文書の作成に関与した職員で改竄當時も在籍した者が関与した。

（退職者、移動した者は除外した）

（1）理財局内

総務課文書係長 小西昭夫

国有財産企画課長 中村稔

（2）国有財產業務課内

国有財産審理室長 田村嘉啓

国有財產業務実務指導官 和田直之

国有財産審理室課長補佐 河野茂樹

3 近畿財務局局内

在籍した者は松本裕司 管財総括第1課長であったが管財部次長

前西勇人 統括国有財産官1統括国有財産管理官は総務部厚生課長に

三好泰介 統括国有財産官1上席国有財産管理官は京都事務所管財課長に

松本守 統括国有財産官1国有財産管理官 （不明）

告発人目録

1, 告発人

上 脇 博 之 (大学教授)

2, 告発人代理人

下記代理人目録記載の通り

告発人代理人目録

〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目1番5号

平和不動産北浜ビル4階

あさひパートナーズ法律事務所 (送達場所)

電話 06-6226-8995

FAX 06-6223-5202

代理人 弁護士 阪 口 徳 雄

〒542-0047 大阪市北区西天満5丁目16番3号

西天満ファイブビル4階

北大阪総合法律事務所

代理人 弁護士 德 井 義 幸

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番11号

梅新パークビル5階 小田耕平法律事務所

代理人 弁護士 高 須 賀 彦 人

〒560-0024 大阪府豊中市末広町2-1-4 豊中末広ビル2階203号

豊中総合法律事務所

代理人 弁護士 菅 野 園 子

〒540-0033 大阪市中央区石町1-1-7 永田ビル4階

大阪中央法律事務所

代理人 弁護士 小 林 徹 也

〒534-0024 大阪市都島区東野田町2-3-24 第5京橋ビル6階
京橋共同法律事務所

代理人 弁護士 愛 須 勝 也

〒542-0012 大阪市中央区谷町9-3-7 中央谷町ビル2階
大阪法律事務所

代理人 弁護士 岩 佐 賢 次